

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		工業技術センター			
○ 特定計量器定期検査		治山課			
○ 保安林の指定予定		港湾課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分		監理課			
【公告】		建築指導課			
○ 公共測量の実施		〃			
○ 道路の指定		警察本部会計課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃			
○ 〃					
○ 一般競争入札の実施					
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年七月十九日

指定した医療機関

名称

藤沢脳神経外科医院

所在地

倉敷市玉島勇崎五八七

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年六月一日

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

◎岡山県告示第三百四十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和六年七月十九日

定期検査を行う区域、場所及び期日

岡山県知事 伊原木 隆 太

区 域	場	所	期	日
津山市	津山市阿波出張所		令和六年 九月二日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	津山市加茂町公民館		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山市勝北文化センター		三日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山市久米支所		五日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山浄化センター		六日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山市高野公民館		九日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山市河辺公民館		十日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	晴れの国岡山農業協同組合津山西支店		十一日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	津山市役所本庁舎東側車庫		十二日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	〃		十三日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇	
〃		十七日	一〇三〇〃 一二〇〇〇	

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

二
実施機関
岡山県指定定期検査機関
一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十五日	〃	二十四日	〃	二十日	〃	十九日	〃	十八日	〃
一三〇〇 一五〇〇	一〇〇〇 一二〇〇	一三〇〇 一五〇〇	一〇〇〇 一二〇〇	一三〇〇 一五〇〇	一〇〇〇 一二〇〇	一三〇〇 一五〇〇	一〇〇〇 一二〇〇	一三〇〇 一五〇〇	一〇〇〇 一二〇〇	一三〇〇 一五〇〇

◎岡山県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町中田字尺頭四六四の五から四六四の九まで、四七六、四七八、四七九、四八一から四九三まで、字沼九〇六、九〇六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尺頭四七六・四七八・四七九・四八一・四八二・四八五・四八七・四八八・

四九二・四九三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

◎岡山県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市東区瀬戸町大内字坊ノ口二〇四六の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市菅生字座頭谷八九五五の一、八九六六、九〇四四、九〇四五、九〇四八、九〇五三、九〇五四、九〇五九、字座頭八九六七、九〇四二の一、九〇四二の二、字家ノ上八九六八から八九七一まで、八九七二の一、八九七二の二、九〇四三、字家ノ奥八九七三、字メウガ迫座頭谷九〇四一、字タヌキ平九〇四六、字白ヶ谷九〇四七、字羽ヶ迫九〇四九から九〇五二まで、字相迫九〇五五から九〇五七まで、九〇六二、九〇六三、字ザトウ谷九〇五八、字林ヶ谷九〇六〇、字野田ヶ峠九〇六一の一、字野田ヶ迫九〇六四、字峠ノ上九〇六七、九〇六八、字明ヶ迫九〇六九、九〇七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字座頭八九六七・字家ノ上八九七二の一・八九七二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

◎岡山県告示第三百四十九号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 青	一台	不明
二四インチ 紫	一台	玉野H03355
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二四インチ 白	一台	不明
二六インチ 白	一台	玉野H10098
二四インチ 茶	一台	不明
二六インチ 青	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 白	一台	不明
二四インチ 青	一台	A02586岡山県
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 銀	一台	香川北―E29007
二六インチ 青	一台	不明
二六インチ 白	一台	不明
二四インチ 黄	一台	守口377959
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 黒	一台	J5704岡山県
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 青	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年六月五日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

玉野市宇野一丁目八番九号
電話番号 ○八六三―三一―三二一

〔三六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市川北地内	公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）	令和六年五月二十日から同年十月三十日まで

〔三六八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四〇六一号 令和六年七月八日	市道 衾リキ線 道路新設事業 井原市道 衾リキ線 井原市道 衾リキ上町線	一二・五五 一六・一四 四・〇〇 九・〇〇	一七二・七 八 五一・一四

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

〔三六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字井ノ上五〇五番二、五〇七番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山一一九番地二フラシードB一〇一号

水畑 翔平

水畑 有加

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月七日岡山県指令建指第三七一号

令和6年7月19日 岡山県公報 第12618号

〔三七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字岡ノ下九一四番六、九一四番七、九一四番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市大島二〇八番地三ラディアンスシェルB二〇八

吉田 達生

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二十四日岡山県指令建指第三六号

「三十一」政経課に關する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年七月十九日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

交番・駐在所等ネットワーク機器の借入れ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び交番・駐在所等ネットワーク機器借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者で

あること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年9月3日(火) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年7月19日(金) から同年9月13日(金) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年9月25日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年9月26日(木) 午前11時00分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和6年8月19日(月) までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年9月13日（金）午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Network equipment for police boxes 1 set

(2) Lease period :

From 1 March, 2025 through 28 February, 2030

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 25 September, 2024

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242